**補助金交付申請書兼実績報告書　 必要書類 ・ 記載要領**

**【運送事業者用】**

（運行管理の高度化に対する支援）

★提出時の注意★

≫ 書類の提出部数は全部で４部です。（下表参照）

クリップ止めの例

≫ 書類の詳細については、募集要領をご確認ください。

≫ 記載要領は、次ページ以降を参照してください。

≫ 書類はＡ４・片面とし、ホッチキス止めせず、左上「クリップ」止め。

≫ 同一事業者において複数の営業所が導入を行う場合は、可能な限り全営業所分を取りまとめたうえ申請してください。また、複数回申請を行う場合は、必ず初回に提出した地方運輸局等の受付窓口に提出してください。

≫ jGrantsを利用して電子申請する場合は、電子申請マニュアルを参照してください。

提出書類

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 書　　　類　　　名 | １部 | １部 | １部 | １部 |
| １ | 自動車事故対策費補助金交付申請書兼実績報告書 | 写し | 原本 | 写し | 写し |
| ２ | 令和４年度 自動車運送事業の安全総合対策事業交付申請書兼実績報告書 |
| ３ | 自動車事故対策費補助金請求書 |
| ４ | 申請者が運送事業を営んでいることを証する書類 |  |
| ５ | 申請者が運送事業者の資産及び負債に関する書類 |
| ６ | 申請者が中小企業者等であることを証する書類 |
| 7 | 補助対象機器を購入した際の領収書,振込証明書又は通帳等 |
| 8 | 補助対象経費の基礎となる（内訳がわかる）明細書 |
| 9 | 車載器を取り付けた車両の自動車検査証　※1 |
| 10 | 宣誓書 | 原本 |
| 11 | 車載器・事務所用機器の製造番号等が不明な場合 |
| 当該機器を撮影した写真、車両写真前後 |
| 12 | 一般乗合旅客自動車（高速乗合バスを除く。）にドライブレコーダーのカメラ単体を申請する場合 |
| 車載器本体、カメラの取付状態及び撮影方向が分かる写真 |
| 13 | 補助対象機器の仕様がわかる資料（カタログ等）　※2 | 原本又は写し |

※１：事務所用機器のみを申請する場合は不要。

※２：明細書に補助対象機器のメーカー名・型式の記載している場合には省略することができる。

第１の４号様式（第４条第３項関係）

令和　　年　　月　　日

国 土 交 通 大 臣　殿

　　　申請者　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　氏名及び名称

**自動車事故対策費補助金交付申請書兼実績報告書**

　令和４年度自動車事故対策費補助金（自動車運送事業の安全総合対策）の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第５条の規定に基づき申請するとともに、同法第１４条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて報告します。

1.　補助対象事業の内容　　運行管理の高度化に対する支援

２.　補助対象経費　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

３.　補助金交付申請額　　　金　　　　　　　　　　　円

４.　添付書類

・申請者(リース事業者が申請者の場合は申請対象機器の貸渡し先の運送事業者)が運送

事業を営んでいることを証する書類並びに申請者の資産及び負債に関する書類及び中

小企業基本法第２条第１項第１号に掲げる中小企業者であることを証する書類（旅客自

動車運送事業等報告規則第２条又は貨物自動車運送事業報告規則第２条に掲げる事

業報告書の直近事業年度分）

・第１号様式（本補助金の申請をするにあたり必要な事項への宣誓書）

・補助対象機器の基礎となる仕様書

・補助対象経費の基礎となる明細書

・貸与料金の算定根拠明細書

・その他補助金の交付に関して参考となる書類

（日本産業規格　Ａ列４番）

【交付申請書兼実績報告書(第１の４号様式)に添付する報告書の様式（事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）に限る。）】

別紙３

令和４年度 自動車運送事業の安全総合対策事業交付申請書兼実績報告書

１．補助事業に要した経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経 費 名 | 経費配分額（税抜） | 経 費 使 用 明 細 書 |
| 機　器　名 | 台数 | 単　価（税抜） |
| （　）デジタル式運行記録計の取得（　）映像記録型ドライブレコーダーの取得（　）デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーの取得（　）通信機能付デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーの取得 |  |  |  |  |

　　＊経費使用明細書の根拠となる明細書等を添付すること。

　　＊「映像記録型ドライブレコーダーの取得」は、トラックしか選択できません。

２．補助金交付申請額の算出

※「補助金交付申請額」の算出において､算出基礎が複雑な場合等は、「別紙」と記入のうえ､算出基礎を記載した別紙を添付すること。

※消費税は含まずに算出すること。

※「補助金交付申請額」の算出において、最終的に１００円未満の端数が発生した場合には１００円未満の金額を切り捨てること。

３．補助金交付申請額 円

４．完了した補助対象事業の概要

　　○導入した機器に関し、以下の表に記入すること。

　　○記入欄が不足する場合は、行を追加して記入すること。また、製品番号等が不明の場合は該当欄を空欄とし、別紙（当該機器を撮影した写真、車両写真前後）を添付すること。

○補助申請者がリース事業者の場合：貸渡し先運送事業者名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

車載器　　該当するものに○を付けて下さい。

（　デジタル式運行記録計　・　ドライブレコーダー　・　一体型　・　通信機能付一体型　）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営業所 | 取付ける車両の登録番号※ | メーカー | 型　　式 | 製品番号（シリアル）等 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

事業所用機器

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 営業所 | メーカー | 型　　式 | 製品番号（シリアル）等 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

整備地域の営業所名及び各営業所の届出（認定）車両数

　　　　　　　　　営業所　　届出（認定）車両数 　　　　両

　　　　　　　　　営業所　　届出（認定）車両数 　　　　両

　　　　　　　　　営業所　　届出（認定）車両数 　　　　両

５．補助事業の完了年月日　　　令和 　　 年 　　 月　 　 日

　　（全ての補助対象機器が取り付けられ、支払いも完了した日以降の年月日）

＊その他補助事業が完了したことを確認するに足りる書面（車検証の写し等）を添付すること。

６．担当者連絡先等

（１）申請者法人番号（１３桁）　：

（２）担当者所属部署

　　　　　所属部署　：（住　　所）〒　　　　－

（部署名）

担当者名　：

連絡先　 ：（ＴＥＬ）

（ＦＡＸ）

（メール）

第10 号様式（第15 条関係）

令和　　年　　月　　日

支出官

国土交通省大臣官房会計課長　　殿

申請者　　住　　所

氏名及び名称

**自動車事故対策費補助金請求書**

　令和４年度自動車事故対策費補助金に係る補助対象事業（自動車運送事業の安全総合対策事業）については、交付決定及び額の確定に基づき、下記のとおり支払を請求いたします。

記

1.　請求額　　　　　　金　　　　　　　　　　円

（ﾌﾘｶﾞﾅ）

2.　受取人　　　 住所

　　（口座名義人）　　　　　 （ﾌﾘｶﾞﾅ）

氏名

3.　振込先金融機関及び支店名

4.　預金種別

5.　口座番号

 (注)ア． 記2.の受取人は、上段にカタカナで振り仮名を付けること。

イ． 押印を省略する場合については、下欄に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記すること

本件責任者：　　　　　　　連絡先：

担当者：　　　　　　　連絡先：

（日本産業規格　Ａ列４番）

旅客自動車運送事業等報告規則第２条又は貨物自動車運送事業報告規則第２条に掲げる

事業報告書



直近事業年度分から抜粋したもの

旅客自動車運送事業等報告規則第２条又は貨物自動車運送事業報告規則第２条に掲げる

事業報告書



直近事業年度分から抜粋したもの

旅客自動車運送事業等報告規則第２条又は貨物自動車運送事業報告規則第２条に掲げる

事業報告書



直近事業年度分から抜粋したもの

旅客自動車運送事業等報告規則第２条又は貨物自動車運送事業報告規則第２条に掲げる

事業報告書



直近事業年度分から抜粋したもの

第１号様式

国　土　交　通　大　臣　殿

宣　　誓　　書

当社は、令和４年度事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援に限る）に係る申請において、以下について相違ないことを宣誓いたします。

○　国が交付する他の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。以下同じ。）を受けていないこと及び当該補助金の交付を受ける場合には、国が交付する他の補助金を受けません。

○　「旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針」（平成１８年９月１９日国土交通省告示第１０８７号）または「貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針」（平成１８年９月１９日国土交通省告示第１０９０号）に基づく安全マネジメントを実施し、輸送の安全性の向上に努めています。

〇　申請する日から過去３年の間において、行政処分（道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法のいずれかに基づくもの。ただし、警告及び勧告は含まない。）を受けていません。

○　本申請の補助対象機器（車載器）を設置した自動車は、過去に取得し、本補助対象事業の交付を受けた機器（支援を受けようとする機器と同一種類のものに限る。）が設置されている、または設置されていた自動車ではありません。

○　提出した実施要領別紙３のとおり機器を購入・設置し、補助事業が完了しています。

〇　補助対象機器の車両への取付方法及び補助対象機器が取り付けられた車両が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める基準に適合しています。

〇　補助事業完了後、国土交通省（国土交通省からの委託を受託した者を含む。）より補助事業実施、効果等に係る調査を行う場合には、当該調査に全面的に協力します。

令和　　年　　月　　日

住　所

氏名及び名称

別　紙

添付不要。ただし、実施要領別紙３の３．の一覧表（５ページ）において、車載器の「製品番号（シリアル）等」が不明の場合には導入した各機器について、それぞれ本ページを提出すること。

**購入・整備した補助対象機器の写真（車載器）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業者名 | 　 | 設置機器 | 　 |
| 営業所名 | 　 | 型式名　 | 　　 |
| 登録番号 | 　 |

※車両前面、背面、車載器をそれぞれ撮影し、添付すること。車両の前面及び後面の写真は、登録番号標が判読可能な様に撮影すること。

別　紙

添付不要。ただし、実施要領別紙３の３．の一覧表（５ページ）において、事務所要機器の「製品番号（シリアル）等」が不明の場合には導入した各機器について、それぞれ本ページを提出すること。

**購入・整備した補助対象機器の写真（事務所用機器）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業者名 | 　 | 設置機器 |  |
| 機器設置営業所名 |  | 型式名 |  |

※補助対象の全事務所用機器分をご提出ください。